

(資料4)

「松山市児童家庭相談システム構築事業」業務委託

落札者決定基準

1. 総則

本資料は、松山市児童家庭相談システム構築事業業務委託を総合評価落札方式による一般競争入札にて実施するにあたり、評価方法を示すものである。

2. 落札者の決定方法

落札者の決定は、提案内容等を評価し、価格評価点と技術評価点を加算した総合評価点の最も高い提案者を落札者とする。

3. 総合評価の方法

(1) 総合評価点の算定は、次のとおりとする。

総合評価点＝価格評価点＋技術評価点

(2) 総合評価点の配点は、次のとおりとする。

- ・ 価格評価点 100点
- ・ 技術評価点 900点

※賃貸借料等の配点（300点）については、技術評価点に含む

(3) 価格評価点の算定方法

ア. 入札価格は、開発・導入に関わる委託料とする。

イ. 入札価格が予定価格の108分の100を超えた場合は、入札を無効とする。

ウ. 価格評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 100 \times \left[1 - \frac{(\text{入札価格} \times 1.08) - \text{基礎価格}}{\text{予定価格} - \text{基礎価格}} \right]$$

ただし、(入札価格×1.08)が基礎価格を下回る場合、価格評価点は100点とする。

基礎価格は、当業務委託に係る最低限必要な価格であり、別に定める。

(4) 技術評価点の算定方法

ア. 技術評価点は、入札参加資格者が提出した提案書、業務機能要件書、見積書を、別紙の技術評価採点基準に基づいて評価した点数の合計とする。

イ. 提案書の評価は、本件の総合評価委員会の各委員にて行う。

ウ. 提案書、業務機能要件書、見積書の提出がない場合は、失格とする。

エ. 資料4別紙の評価手法①による評価において、技術評価項目の詳細項目の評価単位で1つでも半数を超える委員が1（満たしていない）の評価を行った場合は、失格とする。

オ. 業務機能要件書における区分が必須の項目（必須の欄に◎あるいは※のついた項目）において、一つでも対応不可（対応可否の欄が×）となっている場合は、失格とする。

カ. ランニング価格の評価については以下とする。

- ・ 賃貸借料等（パッケージ賃貸借含む）の60か月分の合計値
- ・ 運用サポートの費用

前者は見積書にて、後者は提案書の「運用サポート」の記述において提示すること。